

## 旅券（パスポート）申請のご案内

- ◎長崎県で申請できるのは、原則として県内に住民登録のある方です。
- ◎次の市町にお住まいの方は、原則それぞれの市町でしか申請できません。(大村市・対馬市・壱岐市・東彼杵町・川棚町・波佐見町) ただし、お仕事や学校の都合により各市町での申請・受領が困難な場合は県の窓口でもできます。詳しくは旅券窓口にお尋ねください。
- ◎申請書に貼る写真及び所持人自署は旅券にそのまま転写されます。従って、所持人自署欄には必ず本人が枠内に自署してください。(訂正不可)
- ◎氏名・本籍地の都道府県名に変更が生じた場合、再度の手続きが必要です。

### 申請に必要な書類

〈次の1～6がそろっていないと申請できません。〉

1. 一般旅券発給申請書 (旅券申請書には10年用と5年用があります。20歳未満の方はすべて5年用です。) 1通

2. 戸籍抄本または謄本 1通

※有効なパスポートをお持ちの方は「切替申請」をお読みください。

○6ヶ月以内に発行されたものに限る。

○家族で同時に申請する場合(戸籍が同一の場合、戸籍謄本を1通とすることができます。)

3. 写真 (縦45mm×横35mm) 1枚 (6ヶ月以内に撮影されたもの)



※なるべく写真店でパスポート用と指定してお撮りください。

- 申請者本人のみが撮影されたもの。
- ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの。
- 正面を向き、無帽、無背景のもの。

\*ふさわしくない写真 (次の場合は受付できません)

- ×傷や汚れのあるもの。
- ×不鮮明なもの。変色していたり、影のあるもの。
- ×光が眼鏡に反射して目元がわかりにくいもの。
- ×サングラス、マスクなどで顔が確認しにくいもの。
- ×ヘアバンドや大きなりボン等髪かざりしているもの。
- ×髪が目にかかっているもの。×カラーコンタクト

※乳児の場合も椅子等の背景や介添えが写ったものは不可。  
※デジタルカメラによる写真については、一般の証明写真(銀塩)と同レベルの鮮明なものに限る。

4. 郵便はがき (未使用のもの) 1枚

※表に申請書の住所(住民票どおり)、氏名、郵便番号を記入してください。

5. 申請者本人を確認する書類 (有効な原本を提示)

※氏名、生年月日、住所、性別、ふりがな等が申請書の記載内容と一致しているものに限り、

(1) 1つで確認できるもの

日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む)、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁職員身分証明書、特殊法人職員身分証明書

(2) 2つ必要とするもの

- ①と①(例)健康保険証+厚生年金証書(手帳)
- ①と②(例)健康保険証+勤務先の身分証明書(写真付き)
- ②と②では受け付けません。

①	◇健康保険・国民健康保険・船員保険等の被保険者証 ◇共済組合員証 ◇国民年金・厚生年金等の年金手帳 ◇被爆者健康手帳 ◇介護保険被 保険者証 ◇国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金・恩給等の証書 ◇印鑑登録証明書(その実印も併せて必ずご持参ください) ・身体障害者手帳	写真の貼ってあるもの
②	◇会社の身分証明書 ◇失効旅券(失効後6ヶ月を超えるもの) ◇学生証 ◇公の機関が発行した資格証明書 ◇本籍地の市町村が発行する身元証明書	

6. 前回取得したパスポート

(有効期間内のパスポートは必ず提出してください。)

### 申請についての留意点

#### 代理申請

本人が申請に来られない場合(紛失・焼失の届出及び刑罰等に該当する方は必ず本人申請)旅券の申請は本人申請が原則ですが、申請者の指定した者が代わりに申請することができます。この場合次のことに注意してください。

- ①「本人申請に必要な書類」を全部持参すること。(本人を確認する書類も必ず原本)
- ②申請書裏面「申請書類等提出委任申出書」の記入が必要。
- ③代理人も、代理人本人を確認する書類が必要。(免許証、保険証など)

#### 切替申請

有効な旅券をお持ちの場合

次に該当する方は有効な旅券を返納のうえ、新たな旅券に切り替えることができます。有効期間は新たな旅券が発行された日から5年または10年となります。

- ①残りの有効期間が1年未満となった方。
- ②査証欄に余白がなくなった方。(1回に限り増補もできます。)
- ③旅券の記載事項(氏名又は本籍の都道府県名)に変更が生じた方。(訂正申請もできます。)
- ④有効な旅券をお持ちの方で、IC旅券への切り替えを希望される方。
- ⑤有効な旅券を著しく損傷された方。

申請方法は新規申請と同様です。(ただし、上記①②④および⑤に該当する方でその旅券を取得以降、本籍地の都道府県名及び氏名が同じ場合は戸籍謄(抄)本が省略可。)なお、一時帰国者及び未成年者の方については、戸籍謄(抄)本は省略できません。

#### 未成年者等

申請者が未成年者または成年被後見人の場合

申請書裏面の「法定代理人署名欄」に親権のある父または母(成年被後見人の場合は後見人)の署名が必要です。法定代理人が遠隔地にいる場合は、自署のある申請同意書を添付することで、この署名に代えることができます。

#### 居所(住民登録地以外)で申請する場合

- 一時的に長崎県に住んでいる学生・長期出張者や県内に上陸した船員、海外からの一時帰国者等は長崎県でも申請できます。(住民票及び居所を証明する書類等が必要)。事前に最寄りの旅券窓口へお問い合わせください。この場合、代理申請はできません。

### 受領について

◎旅券は、年齢に関係なく必ず申請者本人でなければ受領できません。受領の際、右の手数料が必要です。

◎発行の日から6ヶ月以内に受領されませんと旅券は失効しますので、ご注意ください。

一般旅券手数料	収入印紙	長崎県収入証紙	合計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円

### 申請及びお問い合わせ

※住民登録地で窓口が異なります。  
「市町の窓口」の市町にお住まいの方は、原則その市町での申請となりますので、ご注意ください。

区分	旅券窓口	電話番号	受付時間	所要日数
県の窓口	長崎県パスポートセンター(県庁内)	095-821-8299	〈申請〉 9:00~17:00 〈交付〉 9:00~17:30	5日
	県北振興局総務企画課	0956-23-4211 内線225		
	島原振興局総務課	0957-63-0111 内線289	パスポートセンター及び県北振興局のみ 毎週火曜日19:00まで 交付します。	7日
	諫早土木事務所総務課	0957-22-0010 内線215		
	田平土木事務所総務課	0950-57-0562		
	五島地方局総務課	0959-72-2121 内線223		
	上五島土木事務所総務課	0959-42-1141	9日	
市町の窓口	大村市役所地域げんき課	0957-53-4111 内線189	〈申請・交付〉 9:00~12:00 13:00~17:00	7日
	対馬市役所総務課(本庁舎4階)	0920-53-6111	〈申請・交付〉 9:00~17:00	9日
	対馬市上対馬支所	0920-86-3111		
	壱岐市役所総務課(郷ノ浦庁舎2階)	0920-48-1111 内線207・208	〈申請・交付〉 9:00~17:00	7日
	東彼杵町役場総務課	0957-46-1111 内線15・78		
	川棚町役場企画財政課	0956-82-6116	〈申請・交付〉 9:00~12:00 13:00~17:00	7日
波佐見町役場総務課	0956-85-2111			

※所要日数は官公庁の休日を除いたものです。

※土・日・祝祭日・年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

※旅行者による代理申請及び団体申請は、9:00~12:00、13:00~16:00の間です。